商品概要ご説明書

（平成 28 年 1 月 1 日現在）

１．商品名 （愛　称）	・定期積金 （愛称：スーパー積金）
２．販売対象	・法人および個人
３．期間	・６か月以上７年以下
４．受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	 ・契約期間内で掛金を分割受入 ・１回当たり１，０００円以上 ・１，０００円単位
５．支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
６．給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法	 ・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１００円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算
７．手数料	―――
８．付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
９．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％ （ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）
10．満期日以後の利息	・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
11．税　金	・法人の方　総合課税 ・個人の方　20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％　地方税 5％） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税（0.315％）が追加課税されます。 ・マル優の取扱いはできません。
12．金利情報	・金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。
13．その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ・本預金は預金保険制度の対象ですが、全額が保護の対象ではなく、預金保険の範囲内で保護されます。
14．当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または 03-5252-3772